

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成20年
5月13日
(火曜日)

目次

告示

土地改良区定款変更の認可(農村整備課).....一

過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく市町道の改築に関する工事(道路整備課).....一

公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(港湾課).....二

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(港湾課).....二

公告

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....三

土地改良区役員の届出(農村整備課).....四

県営大里地区ほ場整備事業(大里東換地区)の換地処分(農村整備課).....五

公共測量の実施の終了(監理課).....五

開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....五

人委公告

平成二十年度山口県職員採用大学卒業程度試験の実施.....六

平成二十年度警察官(男性)採用(A)共同試験の実施.....九

平成二十年度山口県警察官(女性)採用(A)試験の実施.....一

公安委告示

道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務に関する告示の一部改正.....一三

山口県告示第二百三十六号



土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地

改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十年五月十三日

山口県知事 二井 関 成

土地改良区の名称

認可年月日

下松土地改良区

平成二〇、五、一

山口県告示第二百三十七号

過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第十四条第一項の規定による市町道の改築に関する工事を次のとおり行う。

平成二十年五月十三日

山口県知事 二井 関 成

市名	路線名	工 事 区 間	工事種類の	始工年月日開
山陽小野田市	市有帆大休線	山陽小野田市大字有帆字腰桶一六五四の六地先から同市同字一六七一の四地先まで 同市同字一六七一の四地先から同市同字一六七一の四地先まで 同大字字白石四〇地先まで	道路改良	平成二十年五月十三日

山口県告示第二百三十八号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成二十年五月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 埋立区域

(一) 位置

宇部市床波六丁目三〇二一の四から同町三〇四一の九に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から39の地点までを順次結んだ線、39の地点と40の地点を結ぶ昭和

三十一年七月十日付け指令河第三四〇七号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D. L. +三・四〇メートル)、40の地点と41の地点を結ぶ昭和十五年十二月二十六日付け指令港湾第七三六号でしゅん功認可された埋立地(以下「昭和十五年埋立地」という。)と公有水面との境界線(D. L. +三・三七メートル)、41の地点と42の地点を結んだ線及び1の地点と42の地点を結ぶ昭和十五年埋立地と公有水面との境界線(D. L. +三・三七メートル)に囲まれた区域

- 1の地点 宇部市床波一丁目の床波公園四等三角点(北緯三三度五七分〇一・四七四秒東経一三二度一八分二九・九九四秒)から六三度〇四分五九秒四三
- 2の地点 1の地点から二二二度一四分四四秒一・五四メートルの地点
- 3の地点 2の地点から二二二度一分〇七秒〇・八二メートルの地点
- 4の地点 3の地点から二二四度二分五五秒三・二四メートルの地点
- 5の地点 4の地点から一六一度三八分一八秒一五・〇九メートルの地点
- 6の地点 5の地点から二七二度三分二一秒四九・八七メートルの地点
- 7の地点 6の地点から二七六度〇一分四一秒七・〇〇メートルの地点
- 8の地点 7の地点から二八二度二分〇五秒三・一〇メートルの地点
- 9の地点 8の地点から二八七度〇九分四八秒九・九八メートルの地点
- 10の地点 9の地点から二八七度〇〇分四六秒九・九九メートルの地点
- 11の地点 10の地点から二八八度二分四〇秒一〇・〇三メートルの地点
- 12の地点 11の地点から二八八度三分二二秒一〇・〇三メートルの地点
- 13の地点 12の地点から二八七度三分四六秒一〇・〇〇メートルの地点
- 14の地点 13の地点から二八七度五八分〇六秒一〇・一二メートルの地点
- 15の地点 14の地点から二八一度二八分四七秒〇・八一メートルの地点
- 16の地点 15の地点から二七七度〇六分二一秒一八・七〇メートルの地点
- 17の地点 16の地点から二七七度四三分四六秒二〇・三九メートルの地点
- 18の地点 17の地点から二五六度四七分二〇秒七・八二メートルの地点
- 19の地点 18の地点から二四九度〇二分一〇秒一・一一メートルの地点
- 20の地点 19の地点から二三〇度〇一分一七秒二・三八メートルの地点
- 21の地点 20の地点から二三六度〇七分五五秒一〇・九八メートルの地点
- 22の地点 21の地点から二三六度四五分〇三秒三・五〇メートルの地点
- 23の地点 22の地点から二三六度四分二三秒一〇・六六メートルの地点
- 24の地点 23の地点から二四七度二分二三秒〇・七五メートルの地点
- 25の地点 24の地点から二三六度一八分三六秒三・九一メートルの地点

- 26の地点 25の地点から三三九度一五分二一秒〇・七六メートルの地点
- 27の地点 26の地点から三三六度一〇分五七秒八・六一メートルの地点
- 28の地点 27の地点から一四七度一分二七秒〇・七五メートルの地点
- 29の地点 28の地点から三三六度〇九分〇四秒三・九〇メートルの地点
- 30の地点 29の地点から三三五度五六分五〇秒〇・七五メートルの地点
- 31の地点 30の地点から三三六度一分五六秒八・六〇メートルの地点
- 32の地点 31の地点から一四六度〇〇分三九秒〇・七四メートルの地点
- 33の地点 32の地点から三三六度二分四五六秒三・九一メートルの地点
- 34の地点 33の地点から三三七度〇九分四七秒〇・七五メートルの地点
- 35の地点 34の地点から三三六度一八分五三秒一〇・一七メートルの地点
- 36の地点 35の地点から三三四度三〇分一六秒七・四六メートルの地点
- 37の地点 36の地点から三三五度四九分〇八秒七〇・三〇メートルの地点
- 38の地点 37の地点から一四五度三六分四九秒七・〇一メートルの地点
- 39の地点 38の地点から三三五度五七分五〇秒八・〇八メートルの地点
- 40の地点 39の地点から三三五度一八分〇八秒一〇四・九九メートルの地点
- 41の地点 40の地点から三三度五八分四八秒六七・〇六メートルの地点
- 42の地点 41の地点から三三度四四分五五秒一・五四メートルの地点

(三) 面積

- 二、七五七・八一平方メートル
- 二 免許の年月日及び番号
- 平成八年四月十九日 指令港湾第五九号
- 三 関係図書を閲覧できる市町
- 宇部市
- 四 認可を受けた者
- 宇部市常盤町一丁目七番一号
- 宇部市
- 宇部市長 藤田 忠夫
- 五 認可の年月日
- 平成二十年五月一日

山口県告示第二百三十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、徳山下松港廃棄物埋立護岸築造工事(第二工区)の契約に係る一般競争入札に参加

する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十年五月十三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 徳山下松港廃棄物埋立護岸築造工事（第二工区）
- (一) 工事場所 周南市臨海町地先
- (二) 工事の概要

工	種	延	長
基	礎	工	八メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。
 - 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（土木工事業に係るものに限る。）を受けていること。
 - 3 出資比率が三パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成二十年五月十二日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の土木一式工事の数値が千以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が八百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」とい

う。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県周南港湾管理事務所 周南市築港町一三番二二二号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十年五月十四日から同月二十七日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十年六月十日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県周南港湾管理事務所（電話〇八三四―二一―一七八七）にすること。



(二〇三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成十九年十二月二十五日山口県公告（六三五）に係る大規模小売店舗について次のとおり山陽小野田市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十年五月十三日から同年六月十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市環境経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年五月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 サンパークおのだ
所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号

二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(二〇四) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十年五月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 就任した役員	土地改良区の名称	理事の別	氏 名	住 所
	宇部市末信土地改良区	理 事	松尾 哲朗	宇部市大字末信五二五
	"	"	浅上 義雄	" 六七四
	"	"	末富 正毅	" 七四五
	"	"	末富 正登	" 七三〇
	"	"	松尾 健人	" 五二八
	"	"	三浦 要	" 五〇四
	"	"	松尾 光皎	" 五二六
	"	"	末富 容章	" 七二七
	宇部市中村土地改良区	理 事	岡本 正晴	大字吉見一二五三
	"	"	河村 守浩	" 一九三六
	"	"	尾越 和則	" 一七二七
	"	"	西村 知明	" 一六八七
	"	"	吉富 延治	" 一六九〇
	"	"	河村 兼義	" 一九三三の一
	"	"	西村 富男	" 一六八二
	萩市三見土地改良区	監 事	山根 勉	萩市三見三六四九
	周南市下郷土地改良区	理 事	藤井 正	周南市大字小松原二〇三九の二
	"	"	長畠 謙次	" 一三六九
	"	"	藤井 猛	" 二二三二の一
	"	"	河谷 勝美	大字安田六一〇の一
	"	"	藤井 允雄	大字小松原二二二六の二

二 退任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏 名	住 所
宇部市末信土地改良区	理 事	松尾 哲朗	宇部市大字末信五二五
"	"	浅上 義雄	" 六七四
"	"	末富 正毅	" 七四五
"	"	末富 正登	" 七三〇
"	"	松尾 健人	" 五二八
"	"	三浦 要	" 五〇四
"	"	松尾 光皎	" 五二六
"	"	末富 容章	" 七二七
宇部市中村土地改良区	理 事	河村 満喜	大字吉見一七〇六の二
"	"	松富 和夫	" 一六七二
"	"	村上 博治	" 二二六二
"	"	西村 長二	" 二二六九
"	"	松永 逸夫	" 二二五〇
"	"	杉野 敏美	" 一四七〇
"	"	西村 富男	" 一六八二
"	"	西村 知明	" 一六八七
"	"	渡邊 禮二	" 一四六〇
"	"	西村 良人	" 一九七四の一
"	"	西村 道治	" 一九七〇
"	"	吉富 延治	" 一六九〇
"	"	河村 守浩	" 一九三六
"	"	岡本 正晴	" 二二五三
萩市三見土地改良区	監 事	川辺 伊輔	萩市三見二四八五
周南市下郷土地改良区	理 事	藤井 正	周南市大字小松原二〇三九の二

田中	康三	二二六五
藤吉	昇治	二二四〇
河谷	勝美	大字安田六一〇の一
山根	光治	大字小松原一三九三の三
藤井	繁夫	二〇四二
林	英樹	二二九七
吉松	英和	光市大字小周防八二五の一
浅原	辰夫	周南市大字小松原一八〇〇の二
藤井	操	二〇五四
藤井	春雄	二〇七八
藤井	正義	二二三〇の三

(二〇五) 県営大里地区ほ場整備事業(大里東換地区)の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営大里地区ほ場整備事業の施行に係る大里東換地区の換地処分を次のとおり行いました。

平成二十年五月十三日

山口県知事 二井 関成

一 換地処分の年月日

平成二十年四月二十八日

二 換地処分の内容

県営大里地区ほ場整備事業(大里東換地区)換地計画書に記載された換地計画のとおり

(二〇六) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、山口地方務局長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十年五月十三日

山口県知事 二井 関成

一 作業の種類

公共測量(基準点設置)

二 作業の地域

萩市大字椿東

三 作業の期間

平成十九年十二月十日から平成二十年一月三十一日まで

一 作業の種類

公共測量(基準点設置)

二 作業の地域

岩国市青木町三丁目及び平田一丁目

三 作業の期間

平成二十年一月十五日から同年二月二十九日まで

(二〇七) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十年五月十三日

山口県知事 二井 関成

一 開発区域に含まれる地域の名称

長門市東深川字広畠

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号

株式会社コスモス薬品

一 開発区域に含まれる地域の名称

山陽小野田市大字厚狭字今市

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宇部市大字妻崎開作七九九番地の二

有限会社フジ興産

試験職種	採用予定 人員	職 務 の 概 要
行政	四十人程	知事部局、教育庁、企業局等の各課及び出先機関（県立学校を含む。）における一般行政事務
警察事務	四人程度	警察本部の各課及び出先機関における一般行政事務
社会福祉	五人程度	知事部局（主として健康福祉部）の各課及び出先機関（健康福祉センター、児童相談所、児童福祉施設等）におけるケースワーク、児童指導、心理判定、精神保健相談等の専門業務
土木	十人程度	知事部局（主として土木建築部）の各課及び出先機関（土木事務所等）における土木事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務

一 試験職種、採用予定人員及び職務の概要
試験は、次の表のとおり行い、一職種に限り受験できます。

平成二十年五月十三日
山口県人事委員会

公 告
平成二十年度山口県職員採用大学卒業程度試験の実施



- 一 開発区域に含まれる地域の名称
山陽小野田市中川三丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
山陽小野田市日の出二丁目一〇番四号
有限会社東海不動産
- 一 工区に含まれる地域の名称
山陽小野田市中川六丁目及び高栄三丁目（二工区）
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
山陽小野田市中川六丁目四番一号
小野田商業開発株式会社

建築	二人程度	知事部局（主として総務部及び土木建築部）の各課及び出先機関（土木事務所等）における建築に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
農業	一人程度	知事部局（主として農林水産部）の各課及び出先機関（農林事務所等）における農業等に関する知識・技術の普及指導等の専門業務
林業	一人程度	知事部局（主として農林水産部）の各課及び出先機関（農林事務所等）における林業に関する知識・技術の普及指導等の専門業務
獣医師	四人程度	知事部局（主として環境生活部、健康福祉部及び農林水産部）の各課及び出先機関（健康福祉センター）における畜産、環境等に関する監視、指導、取締り等の専門業務
水産	二人程度	知事部局（主として農林水産部）の各課及び出先機関（水産事務所等）における水産に関する知識・技術の普及指導等の専門業務
機械	一人程度	知事部局（主として土木建築部）、企業局等の各課及び出先機関における機械に関する設計、保守管理等の専門業務
電気	二人程度	知事部局（主として土木建築部）、企業局等の各課及び出先機関における電気に関する設計、保守管理等の専門業務
化学	二人程度	知事部局（主として環境生活部及び健康福祉部）の各課及び出先機関（健康福祉センター等）における環境に関する監視、指導、取締り等の専門業務
衛生薬学	二人程度	知事部局（主として環境生活部及び健康福祉部）の各課及び出先機関（健康福祉センター等）における薬事に関する立入検査、指導、取締り等の専門業務
衛生監視	二人程度	知事部局（主として環境生活部及び健康福祉部）の各課及び出先機関（健康福祉センター等）における食品、環境等に関する監視、指導

二 受験資格

(一) 昭和五十四年四月二日から昭和六十二年四月一日まで（獣医師の試験職種にあつては、昭和五十二年四月二日から昭和六十年四月一日まで）に生まれた者又は昭和六十二年四月二日以降に生まれた者で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。）の卒業者若しくは平成二十一年三月三十一日までに卒業する見込みのものが受験できます。

なお、獣医師、衛生薬学及び衛生監視については、それぞれ次の資格要件を併せ有する者に限ります。

- 1 獣医師
獣医師の免許を有する者又は平成二十一年三月三十一日までに当該免許を取得する見込みの者若しくは第六十回獣医師国家試験（平成二十一年三月実施予定）に合格し、当該免許を取得する見込みの者
- 2 衛生薬学
薬剤師の免許を有する者若しくは平成二十一年三月三十一日までに当該免許を取得する見込みの者若しくは第九十四回薬剤師国家試験（平成二十一年三月実施

予定)に合格し、当該免許を取得する見込みの者又は学校教育法に規定する大学で薬学の課程を修めて卒業した者若しくは平成二十一年三月三十一日までに卒業する見込みの者

3 衛生監視

学校教育法に規定する大学で畜産学、水産学、農芸化学若しくは薬学の課程を修めて卒業した者若しくは平成二十一年三月三十一日までに卒業する見込みの者又は厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修めて卒業した者若しくは平成二十一年三月三十一日までに卒業する見込みの者

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

1 日本の国籍を有しない者(機械及び電気試験職種にあつては、就労可能な在留資格を有するものを除く。)

2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

三 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

筆記試験による大学卒業程度の教養試験及び専門試験を次のとおり行います。

(1) 教養試験

全試験職種に共通の問題で、公務員として必要な一般的な知識及び技能について、択一式により行います。

(2) 専門試験

試験職種に応じた必要な専門的知識及び技術について、択一式により行います。

なお、試験職種別出題分野は、別表のとおりです。

2 日時

平成二十年六月二十九日(日曜日)

試験入室 午前九時三十分まで

教養試験 午前十時から午後零時三十分まで

専門試験 午後一時三十分から午後三時三十分まで

3 場所

試験地	会場
山口市	山口市吉田一六七番地の一 山口大学共通教育本館
東京都	東京都港区白金台二丁目二番三七号 明治学院大学白金キャンパス本館
大阪府	大阪市東淀川区大隅二丁目二番八号 大阪経済大学B館

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

全試験職種に共通の課題により、思考力、判断力、表現力等の総合的能力について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験並びに適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。

なお、詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

2 日時及び場所

平成二十年七月下旬から同年八月上旬までの間に山口市で行います。

なお、詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

四 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 四〇点

専門試験 六〇点

(二) 第二次試験

論文試験 六〇点

口述試験等 一四〇点

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。
ただし、教養試験又は専門試験の得点が平均点の七割五分未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、行政及び警察事務の試験職種にあつては第一次試験の得点のいかんにかかわらず第二次試験の結果に基づいて、行政及び警察事務以外の試験職種にあつては第一次試験の専門試験及び第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合又は身体検査において職務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えないと判定された場合は、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十年七月十日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成二十年八月下旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に記載され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十一年四月一日以降に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、一般の職員の場合、月額十七万八千八百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十年五月十三日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合

は、封筒の表に「大学卒業程度受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手をはったあて先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。
なお、受験申込書は、県内の県民局並びに防府県税事務所及び山口県税務所にあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄にあて先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

(三) 受付の期間及び時間

平成二十年五月十三日(火曜日)から同年六月六日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十年五月十三日(火曜日)午前九時から同月三十日(金曜日)午後五時

まで

九 その他

その他この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三-四四七四)に問い合わせてください。

別表

試験職種	出題分野
行政	政治学 行政学 憲法 行政法 民法 刑法 労働法 経済学 財政学 社会政策
警察事務	政治学 行政学 憲法 行政法 民法 刑法 労働法 経済学 財政学 社会政策
社会福祉	次(ア)又は(イ)のいずれかを選択するものとする。 (ア) 社会福祉概論(社会保障を含む。) 社会学概論 社会心理学 一般心理学 (イ) 社会心理学(臨床心理学) 社会調査 心理学研究法 統計学 教育心理学
土木	工学 物理学 応用力学 水理学 土質工学 測量 都市計画 土木計画 材料 施設
建築	数学 物理学 構造力学 材料学 環境原論 建築史 建築構造 建築計画 都市計画 建築設備 建築施工

農 業	農業概論 栽培学 汎論 作物学 園芸学 育種遺伝学 植物病理学 昆虫学 土壤学 肥料学 植物生理学 畜産一般 家政学 原論 被服学 食物学 住居学 家庭管理
林 業	林業政策 林業経営学 造林学 林業工学 林産一般 砂防工学
獣 医 師	家畜解剖学 家畜生理学 家畜薬理学 家畜病理学 家畜内科学 家畜外科学 家畜繁殖学 家畜寄生虫病学 家畜微生物学 家畜伝染病学 獣医公衆衛生学 家畜衛生学 畜産一般
水 産	水産事情 水産経済 水産法規 水産環境科学 水産生物学 水産資源学 漁業学 増養殖学 水産化学 水産利用学
機 械	数学 物理 材料力学 流体力学 熱力学 電気工学 機械力学 制御 機械設計 機械材料 機械工作
電 気	数学 物理 電磁気学 電気回路 電気計測 制御 電気機器 電力工学 電子工学 情報 通信工学
化 学	数学 物理 物理化学 分析化学 無機化学 無機工業化学 有機化学 有機工業化学 物理化学 化学工学
衛生薬学	物理化学 分析化学 無機化学 有機化学 生化学 薬剤学 衛生化学 生薬学 薬理学
衛生監視	微生物学 食品製造学 無機化学 有機化学 食品化学 公衆衛生学

公 告

平成二十年度警察官(男性)採用(A)共同試験の実施
 平成二十年年度警察官(男性)採用(A)共同試験を次のとおり実施します。
 平成二十年五月十三日

山口県人事委員会

一 募集都府県名及び採用予定人員

区分	都府県名	採用予定人員
一 般	山口県 東京都 京都府 大阪府 兵庫県	十五人程度 それぞれ三人程度

武道指導	山口県	二人程度
------	-----	------

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 昭和五十四年四月二日以降に生まれた男性で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。)の卒業者又は平成二十一年三月三十一日までに卒業する見込みの者が受験できます。
 なお、武道指導については、次の資格要件のいずれかを併せ有する者に限りま

- 1 柔道の段位が二段以上の者で、財団法人全日本柔道連盟若しくはこれに加盟する団体が行う競技会又はこれに相当すると認められる競技会において優秀な成績を上げたもの
- 2 剣道の段位が三段以上の者で、財団法人全日本剣道連盟若しくはこれに加盟する団体が行う競技会又はこれに相当すると認められる競技会において優秀な成績を上げたもの

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 志望する都府県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四

試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。
 なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行いますが、第二次試験の一部である論文試験は、日程等の都合により、第一次試験の受験者全員について行います。

(一) 第一次試験

- 1 方法及び内容
 警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の教養試験を行います。
- 2 日時
 平成二十年七月十三日(日曜日)
 試験室入室 午前九時三十分まで
 試験 午前十時から午後二時三十分まで
- 3 場所
 山口市吉田一六七番地の一
 山口大学共通教育本館
 (二) 第二次試験
 山口県の合格者については、次のとおり実施します。
 なお、山口県以外の都府県の合格者については、当該都府県から文書で通知されます。
- 1 方法及び内容
 (1) 論文試験
 思考力、表現力、構成力等について試験を行います。
 なお、この試験は、第一次試験の当日行います。
 (2) 口述試験等
 人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論(武道指導にあつては、個別面接)による試験並びに適性検査を行います。
 (3) 身体検査
 山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。
 なお、検査には、次のような基準があります。
 身長 一六〇センチメートル以上であること。
 体重 四七キログラム以上であること。
 胸囲 七八センチメートル以上であること。
 視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。
 色覚 職務の遂行に支障がないこと。
 聴力 正常であること。
 その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。
 (4) 体力検査

- 2 日時及び場所
 平成二十年八月中旬から同月下旬までの間に山口市で行います。
 なお、詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。
- 五 配点
 山口県の第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。
 (一) 第一次試験
 教養試験 五〇点
 第二次試験
 論文試験 四〇点
 口述試験等 一四〇点
 体力検査 六〇点
 (二) 合格者の決定方法
 (一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。
 (二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。
 ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合又は身体検査の基準を満たさない場合は、不合格となります。
- 七 合格者の発表
 (一) 第一次試験合格者
 山口県の合格者については、平成二十年七月二十五日(金曜日)に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。
 なお、山口県以外の都府県の合格者については、平成二十年八月中旬までに当該都府県から文書で通知されます。
 (二) 最終合格者
 山口県の合格者については、平成二十年九月中旬に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。
 なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。
 おつて、山口県以外の都府県の合格者については、平成二十年十一月中旬頃までに当該都府県から文書で通知されます。
 (三) 試験の得点等の開示
 試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行つので、試験

の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては最終合格者の発表日、第一次試験の不合格者で山口県以外の都府県を志望するものにあつては当該都府県の最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、それぞれの都府県の採用候補者名簿に登載され、このうちから各都府県の任命権者(警視總監又は警察本部長)が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十一年四月一日以降に行われます。採用者は、巡査に任命され、各都府県の警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三) 給与は、各都府県で多少の差はありますが、山口県においては、原則として月額二十万八千八百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十年五月十三日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官(男性)(A)受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手をはったあて先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

1 受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄にあて先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きしてください。

2 志望都府県名を第二志望まで記入できます(武道指導を除く)。

志望できる都府県は、山口県、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県の五都府県です。ただし、山口県を第二志望とすることはできません。

(三) 受付の期間及び時間

平成二十年五月十三日(火曜日)から同年六月十三日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十年六月十三日までの消印のあるものに限ります。インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。
2 受験の申込みの受付期間及び受付時間
平成二十年五月十三日(火曜日)午前九時から同年六月六日(金曜日)午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三-九三三-四四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三-九三三-〇一一〇内線二六七)に問い合わせてください。

公 告

平成二十年度山口県警察官(女性)採用(A)試験の実施
平成二十年度山口県警察官(女性)採用(A)試験を次のとおり実施します。
平成二十年五月十三日

山口県人事委員会

一 採用予定人員

七人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 昭和五十四年四月二日以降に生まれた女性で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。)の卒業者又は平成二十一年三月三十一日までに卒業する見込みの者が受験できます。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

1 日本の国籍を有しない者

2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
試験の方法、内容、日時及び場所
試験は、第一次試験及び第二次試験とします。

なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行いますが、第二次試験の一部である論文試験は、日程等の都合により、第一次試験の受験者全員について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

平成二十年七月十三日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後二時三十分まで

3 場所

山口市吉田一六七番地の一

山口大学共通教育本館

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

なお、この試験は、第一次試験の当日行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験並びに適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

身長 一五三センチメートル以上であること。

体重 四三キログラム以上であること。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 正常であること。
その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。
(4) 体力検査
職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

2 日時及び場所

平成二十年八月中旬から同月下旬までの間に山口市で行います。

なお、詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかにかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合又は身体検査の基準を満たさない場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十年七月二十五日(金曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成二十年九月中旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の

八 合格者にあつては、最終合格者の発表日(以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十一年四月一日以降に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所配置されます。

(三) 給与は、原則として月額二十万八千八百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験申込書及び受付期間

(一) 受験申込書の請求
平成二十年五月十三日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-一八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官(女性)(A)受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手をはったあて先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。

(二) 受験の申込み
なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄にあて先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

(三) 受付の期間及び時間
なお、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きしてください。

平成二十年五月十三日(火曜日)から同年六月十三日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)(の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

(四) 受付けの期間及び時間
なお、郵送の場合は、平成二十年六月十三日までの消印のあるものに限ります。

インターネットを利用する方法による受験の申込み
1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間
平成二十年五月十三日(火曜日)午前九時から同年六月六日(金曜日)午後五時まで

十 その他
この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三-一九三三-四四

七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三-一九三三-〇一〇内線二六二七)に問い合わせてください。



山口県公安委員会告示第十九号

道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務に関する告示(平成十八年山口県公安委員会告示第七十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十年五月十三日

山口県公安委員会

表一般国道の部一九〇号の項中「字作り道一〇六の一」を「字傍示一八二の一」に改め、同部三一六号の項中「大字厚狭字植生田四七五の一」を「大字郡字一里ヶ浴三四九」に改め、同部四三五号の項中「美祢郡美東町大字綾木」を「美祢市美東町綾木」に、「同町大字大田」を「同市美東町大田」に改め、同部四九〇号の項中「美祢郡美東町大字綾木」を「美祢市美東町綾木」に、「美祢郡美東町大字大田」を「美祢市美東町大田」に改める。

平成二十年五月十三日印刷
發行

發行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）